資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億五千五百万円、資本準備金の額を九億円減少し、それぞれ二十億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は平成三十年二月二十二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.hotel-newgrand.co.jp

平成三十年一月二十五日

神奈川県横浜市中区山下町一〇番地

株式会社ホテル、ニューグランド

代表取締役　濱田　賢治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百万円、資本準備金の額を七千八百八十四万四千九十三円減少し、それぞれ一千万円、六百十五万五千九百七円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年一月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十六日

掲載頁　一二九頁（号外第一三六号）

平成三十年一月二十五日

大分県豊後大野市三重町宮野字細長八八番地

株式会社住化ファームおおいた

代表取締役　貫　和之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年二月十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年一月二十五日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

テクノスデータサイエンス・エンジニアリング株式会社

代表取締役　城谷　直彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年二月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月下旬に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年一月二十五日

静岡県湖西市梅田三九〇番地

アスモ株式会社

取締役社長　桑村　信吾

基準日設定につき通知公告

当社は平成三十年二月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年二月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年一月二十五日

兵庫県三木市吉川町吉安八七七番地の一

株式会社関西ゴルフ倶楽部

代表取締役社長　若林　伸和

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月二十五日

東京都品川区北品川一丁目一〇番九号

株式会社萬惣食品

代表取締役　山﨑裕太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月二十五日

東京都杉並区永福二丁目四七番一六号

株式会社ウィルサイトー

代表取締役　野宮　藍

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区平郷町四丁目九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野田　昭

右被相続人は平成二十九年八月二十九日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月十二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十五日

愛知県名古屋市瑞穂区豆田町二丁目一五―一グランドメゾン瑞穂ヶ丘C―一

限定承認者　野田　豊子

限定承認公告

本籍大阪府吹田市青山台一丁目一一九番一二、最後の住所大阪市東淀川区豊里五丁目五番一〇―三〇三号　被相続人　亡　高城　剛

右被相続人は平成二十九年六月十七日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十五日

兵庫県芦屋市船戸町四―一　ラポルテ本館三一二　芦屋法律事務所

限定承認者前田優子（旧姓木戸）

代理人弁護士　岡部　将吾

正誤

ページ	段	行	誤	正
五九	七一	終りから七	賃借対象表	貸借対照表
〃	一三	第七十七条の六第一項	第七十七条の六第一項	

七二ページ終りから三行目から一行目及び八一ページ七行目から九行目は次のとおりの誤り。

四　低引火点燃料船の機関の取扱方法及び燃料の補給方法

七三　終りから一二　第77条の6第2項　第77条の6第2項

七四ページ改正後欄中第二十二号の四書式（第七十七条の六関係）は次のとおりの誤り。

Licence No.
Certified on
Valid until
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances
（資格の名称）
Seafarer qualified in accordance with paragraph of regulation and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code
MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN
100.0ミリメートル　70.0

同ページ改正前欄中第二十二号の四書式（第七十七条の六関係）は次のとおりの誤り。

Licence No.
Certified on
Valid until
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances
（資格の名称）
Seafarer in accordance with paragraph of regulation and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers
MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN
60.0ミリメートル　70.0

七四　終りから一一～一〇項　第77条の7第2項　第77条の7第2項

七九　〃六～五　講習講習実施機関　講習実施機関

八四　〃二～一　改正欄　改正前欄

（印刷誤り）

六二ページ改正前欄中第四号様式（第二十四条関係）（裏）第五十条第二十二号中「第三十九条の九第一項」は「第三十九条の七第一項」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十五日付第一五号六四ページ●同日付政府調達第一五号四〇ページ●二十九年十二月五日付衆会第七号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）